

鵜沼第三小学校 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

令和4年4月1日改定

ここに定める「鵜沼第三小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たります。

- ・いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感を持って未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対応を行い、児童を守ります。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応します。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通して、児童一人一人に徹底します。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成します。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届けます。

2 いじめの未然防止のための取組(自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導)

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、